

第三者による怪我や病気の

治療で国民健康保険・後期高齢者医療を使用したら

市町村・国保組合の窓口

届出をしましょう!



すぐに加加入の市町村・国保組合の窓口へ!

他人のペットに
咬まれた



他人が打った
ゴルフボールが
当たった



交通事故など
第三者(自分以外の人)の
行為による治療で国民健康保険・
後期高齢者医療を使用した場合、
市町村・国保組合の窓口に届出
が必要です。

※国民健康保険法施行規則第32条の6・高齢者の医療の
確保に関する法律施行規則第46条より

自転車等による
交通事故

